

「栃木県誕生 150 年記念」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、別紙 1 「栃木県誕生 150 年記念」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの権限)

第 2 条 ロゴマークの使用に関する一切の権限は、栃木県（以下「県」という。）に属する。

(使用目的)

第 3 条 ロゴマークは次の目的で使用することができる。

- (1) 栃木県誕生 150 年の周知広報
- (2) 栃木県誕生 150 年記念事業の機運醸成
- (3) その他生活文化スポーツ部県民協働推進課長（以下「課長」という。）が認めるもの

(使用承認の申請等)

第 4 条 ロゴマークを使用するときは、あらかじめ課長の承認を得なければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) 教育又は保育を目的とする機関又は施設が教育又は保育の目的で使用する場合
- (4) 栃木県県民の日実行委員会（以下「委員会」という。）及びその構成員が使用する場合
- (5) 栃木県誕生 150 年記念協賛行事取扱要領に基づき委員会会長に報告した協賛行事に使用する場合

2 第 1 項の規定により承認を受けようとする者は、使用承認申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、使用開始を希望する日の 2 週間前までに、課長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びロゴマークを使用する事業計画の概要が分かる資料
- (2) ロゴマークの具体的な使用方法が分かる資料
- (3) その他課長が必要と認める資料

(使用承認等)

第 5 条 課長は、前条第 2 項の使用承認申請書を受理した場合は、当該申請に係るロゴマークの使用承認の可否について審査し、承認することが適当と認めたときは、その結果を遅滞なく申請者に使用承認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

なお、次のいずれかに該当し、又はそのおそれのある場合その他承認することが不適当と課長が認めた場合は、ロゴマークの使用の趣旨に反するものとして承認しないものとし、その結果を遅滞なく申請者に使用不承認通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

- (1) 第 3 条各号の目的以外で使用される場合
- (2) 県の信用又は品位を害する場合

- (3) 特定の政治、思想又は宗教活動に使用される場合
- (4) 適正な使用方法に従って使用しない場合
- (5) 法令等又は公序良俗に反する場合

(使用承認の条件)

第6条 課長は、使用承認のために必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(ロゴマークの使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある使用はしないこと。
- (2) 「栃木県誕生 150 年記念」ロゴマーク運用マニュアル」に定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、課長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 承認された用途のみに使用し、第6条により課長が付する使用方法その他の条件がある場合は、その条件に従うこと。

(承認内容の変更)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマーク使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用承認内容変更申請書（様式第4号）を課長に提出し、その承認を得なければならない。

2 第5条の規定は、前項について準用する。

(承認の取消し等)

第10条 課長は、ロゴマークの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められる場合、当該使用承認を取り消すとともに、ロゴマークの使用承認を受けた者に対し、使用物件等の回収等の措置を指示することができる。

2 前項の使用承認の取消しは、ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認の取消しのあった日以降、当該承認に係るロゴマークを使用してはならない。

4 課長は、ロゴマークを使用する者に対し、その使用が第8条に違反していると認められる場合その他必要があると認められる場合には、ロゴマークの使用方法その他について、変更又は使用中止を指示することができる。

(使用状況の調査等)

第 11 条 課長は、必要があると認める場合は、ロゴマークを使用する者にロゴマークの使用状況について、報告させ、又は調査することができる。

(経費等の負担)

第 12 条 県は、この要領による使用承認等の申請及び報告に要した経費並びに使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 県は、第 10 条第 1 項の規定に基づきロゴマークの使用承認を取り消された者もしくは同条第 4 項の規定に基づき使用方法その他の変更及び使用の中止の指示を受けた者に生じる経費（回収、成果品の変更費用等）及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 13 条 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(使用期間)

第 14 条 ロゴマークを使用できる期間は、使用承認通知書に記載されたとおりとし、最大 1 年 3 月間とする。なお、申請により更新できるものとする。

(補則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙1)

「栃木県誕生150年記念」ロゴマーク



栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ